

昭和六十二年七月三十一日受領
答 弁 第 七 号

内閣衆質一〇九策七号

昭和六十二年七月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員新村勝雄君提出海上自衛隊下総基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新村勝雄君提出海上自衛隊下総基地に関する質問に対する答弁書

一について

海上自衛隊下総基地へのP・3C配備は、パイロットを始め、航空機の搭乗員を養成するた
めのものである。したがって、これにより、教育訓練部隊の基地という同基地の機能が変わる
ものではない。

二の1から6までについて

同基地に保管されている弾薬類は、主として、同基地所在の対潜哨戒機のためのものである
が、その種類については事柄の性格上答弁は差し控えたい。

二の7について

自衛隊の弾薬庫のある駐屯地等の所在地は、別表のとおりである。

右答弁する。

別表

都道府県名	市	町	村	等	名
北海道	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美瑛市、名寄市、根室市、千歳市、川市、登別市、恵庭市、石狩郡当別町、山越郡入雲町、奥尻郡奥尻町、虻田郡倶知安町、夕張郡長沼町、空知郡上富良野町、網走郡美幌町、紋別郡遠軽町、白老郡白老町、勇払郡早来町、沙流郡日高町、幌泉郡えりも町、河東郡鹿追町、釧路郡釧路町、野付郡別海町				
青森	青森市、弘前市、八戸市、三沢市、むつ市、西津軽郡車力村				
岩手	岩手郡滝沢村、下閉伊郡山田町				
宮城	仙台市、多賀城市、柴田郡柴田町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、桃生郡矢本町				
秋田	秋田市、男鹿市				
山形	東根市				
福島	福島市、郡山市、双葉郡川内村				
茨城	土浦市、勝田市、東茨城郡小川町、稲敷郡阿見町、猿島郡総和町				
栃木	宇都宮市				
群馬	北群馬郡榛東村、多野郡新町、多野郡吉井町				
埼玉	熊谷市、狭山市				

千	葉	千葉市、船橋市、館山市、松戸市、東葛飾郡沼南町、安房郡丸山町
東	京	新宿区、練馬区、立川市
神	奈川	横須賀市、大和市
新	潟	新発田市、上越市、佐渡郡金井町
石	川	金沢市、小松市、輪島市
山	梨	南都留郡忍野村
長	野	松本市
岐	阜	各務原市
静	岡	浜松市、御殿場市、駿東郡小山町、志太郡大井川町、榛原郡御前崎町
愛	知	春日井市、豊川市、小牧市
三	重	久居市、一志郡白山町、度会郡小俣町
滋	賀	大津市、高島郡今津町、高島郡新旭町
京	都	福知山市、舞鶴市、宇治市、相楽郡精華町、竹野郡丹後町
大	阪	和泉市
兵	庫	姫路市、伊丹市、小野市
奈	良	奈良市

沖 繩	鹿 児 島 川内市、鹿屋市、国分市、薩摩郡下飯村、大島郡知名町 那覇市、沖繩市、中頭郡勝連町、島尻郡具志頭村、島尻郡知念村、島尻郡仲里村、宮古郡上野村
--------	---